

第 3 3 回

通 常 総 会 議 案 書

日時 平成 2 3 年 5 月 2 5 日（水） 1 5 時 0 0 分～

会場 浦和ワシントンホテル

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会第33回通常総会次第

日時 平成23年5月25日（水）15時00分～

会場 浦和ワシントンホテル

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 定足数の報告

4 議長選出

5 議事録署名人及び書記任命

6 議 事

第1号議案 社団法人埼玉県不動産鑑定士協会平成22年度事業報告

第2号議案 社団法人埼玉県不動産鑑定士協会平成22年度一般会計収支決算

第3号議案 社団法人埼玉県不動産鑑定士協会平成22年度特別会計収支決算
監査結果報告

第4号議案 社団法人埼玉県不動産鑑定士協会平成23年度事業計画の補正

第5号議案 社団法人埼玉県不動産鑑定士協会平成23年度収支補正予算

第6号議案 公益社団法人定款見直し

第7号議案 公益社団法人入会金並びに会費規則の見直し

第8号議案 公益社団法人外部監事報酬規則制定

第9号議案 （社）日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化の協力に関する件

第10号議案 役員選出

第11号議案 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（仮称）代議員選出

7 閉会のことば

別紙のとおり議案を提出します。

平成23年5月25日

会		長	岩	崎	仁三郎
副	会	長	倉	林	信夫
副	会	長	久	下	武男
副	会	長	太	幡	豊
副	会	長	遠	山	誠
専	務	事	内	藤	秀一
理		事	阿久	津	裕志
理		事	小	川	康雄
理		事	門	脇	誠人
理		事	鈴	木	正隆
理		事	鈴	木	康裕
理		事	直	井	邦男
理		事	山	口	寛之
理		事	山	田	

平成22年度 事業報告

日本経済は、最近発表された2010年のGDP改定値によれば、日本のGDP実質経済成長率は年3.9%であったとのことです。これは、2010年の先進国の中では最高の経済成長率でありました。思えば、2008年9月のリーマン・ショック後の金融危機に関して、先進国の中で最もダメージを受けたのが日本でありました。それからすると、立ち直りは早かったと言えるが、これには政府の景気刺激策や新興国の急成長で輸出が回復軌道に乗ったこと等が大きかったと言えます。

しかし、中国経済の減速や急速な円高及び中東諸国の内紛による原油価格の高騰等により、昨年秋以来日本経済は足踏み状態が続く状況にありました。

ところが、この足踏み状況を打破しようとしていた矢先、2011年3月11日東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。地震の揺れは東北から関東に及び、とりわけ地震後発生した巨大津波により、東北地方太平洋沿岸を中心に万人単位の多数の死者及び行方不明者を出し、建物の流失・崩壊も数えきれぬほどの戦後最大の大災害となりました。政府はこの地震の直接的な被害額を16兆～25兆円と見込んでいますが、この大震災の影響はこれに止まらず、やはり津波の被害を受けた福島第一原発の爆発事故による放射能汚染、東北や首都圏の製油所等の損壊等により、部品や資材などの供給不足を引き起こしました。現在も、被災地に残る瓦礫の山の撤去、電力不足による計画停電が暮らしや産業に及ぼす不安や非効率、放射能漏れによる農作物、水産物の汚染、海外からの日本離れなどの深刻な問題を抱えており、今後復興需要の効果が見込めるとしても、日本経済の減速は避けられないと思われます。

このような中で地価は、2010年の我が国GDPの持ち直しと同様に、三大都市圏の地価は、下落傾向であるものの、商業地、住宅地も下落率が緩和しております。

三大都市圏・地方ブロックの中心都市においては、新築及び中古マンションの販売が持ち直し気味で、不動産投資市場の取引時価総額及び市場規模の回復や新設住宅着工戸数も増加傾向が見られるものの、デフレ基調下で雇用は依然きびしい中であって、オフィスビル等の空室率は高い水準で推移し、賃料は一部地域で下げ止まりつつあるも依然として下落傾向にあることから、住宅地・商業地を始め全用途の平均変動率は3年連続で下落しました。

不動産鑑定業界にあっても、公共投資が削減され、比較的好調だったJ-REITも今回の大震災で下落し、しかも不良債権の処理が一段落したことから需要は伸び悩む中、競争入札や簡易評価が漸次増加するなど鑑定報酬の低額化を助長する要因が増えつつあるのも気に掛かるところであります。

このような中、埼玉県不動産鑑定士協会は、22年度に次のような取り組みをしました。

事例カードのデジタル化

会員の皆様の協力により、取引事例等を位置図等も含めてデジタル化し、紙情報ではなく、パソコンで検索できるようにしています。

平成20年10月からはREA-Netを通じて、会員の事務所から24時間いつでも必要な事例が得られるようにしました。

平成21年4月からは、新スキームの3次データおよびテキストファイルの市区町村概況調書も得られるようにしました。

これを利用することにより、事務所で保有する個人情報をも最小限にできるとともに、事例の追跡可能性が確保されます。

個人情報保護のためにも、REA-Net事例を利用してください。

又、千葉県士協会との「REA-JIREI」相互乗り入れ」が平成22年10月から開始され、千葉県の事例が当士協会事務局で閲覧出来るようになりました。

新固定資産税標準宅地の評価体制の構築

平成22年夏から始まった平成24基準年度の評価替えに向けて、固定資産税標準宅地の評価体制を見直してきました。

県内全市町村と連携を保ち、全評価員が参加した評価員会議を主催して、県内全域および隣接都県境の価格調整をすることにより、固定資産税標準宅地評価の信頼性を高めるために、鋭意努力してきました。

そのために、次のような契約方法の変更案を埼玉県や市町村に対して説明してきました。

県士協会は、県内全市町村に対しバランス調整のために協力して頂くよう訴える。

市町村は、委嘱した評価員に会議への参加を義務づける(任意)。

これまでの事務費やチーフ手当を無くし、市町村の負担を軽くする。

評価員は評価員会議に全員参加し、1地点あたり千円の特別会費又は会議参加者の事務費を納める。

報酬支払業務等を委託する市町村とは、別に事務委託契約をする。

公益法人化に向けて

平成20年12月1日から公益法人3法が施行され、5年以内に公益法人か一般法人に移行しなかったら、解散させられます。

県士協会は、現在社団法人として、埼玉県や市町村と契約を結んでいますので、公益法人化に向けて検討を進めて参りました。

既に平成21年3月の予算総会前に当士協会会員向けに「公益法人制度改革と不動産鑑定評価」についての研修会を行いました。

平成21年5月には、公益認定に不動産鑑定評価が有用であるという視点から、財団法人公益社団法人協会及び当士協会から講師を招き「公益法人制度改革と鑑定評価」と称して県内の財・社団法人向けの研修会を実施しました。

同じく5月の決算総会では、新スキーム負担金の会費への振替が承認されました。

公的4価格の鑑定評価を支援する「公的評価支援事業」と国土交通省が実施する土地総合情報システム(新スキーム)を担う「事例収集閲覧事業」を公益目的事業とすれば、公益事業比率が50%を越して公益法人に移行できると見込んでいます。

総務財務委員会では、平成22年11月12日に新定款の作成及び諸規程の改訂に向け

ての作業を終了し、11月19日の理事会及び12月21日の臨時総会でご承認を頂いた後、翌平成23年1月7日に電子申請で公益社団法人移行認定の申請をしました。現在、埼玉県に於いて申請書の審査が行われているところですので、もう少々お待ち下さい。

以下、総会、理事会、委員会、会議の経過及び入退会者の状況について、順次報告します。

1【概要】

(1) 事業の普及及び啓発

土地に対する基本理念の普及・啓発を図るため、春の無料相談会を浦和・川越の2会場で、秋の無料相談会を大宮・熊谷の2会場で開催したほか、毎月第三金曜日には定例の無料相談会を実施すると共に、埼玉友好士業協議会による「暮らしと事業のよろず相談会」にも積極的に参加しました。

また、県社会福祉協議会への協力も引き続き行いました。

(2) 調査研究及び研修

地価公示・地価調査に関する時系列データを引き続き更新し、ホームページで情報を開示しました。調査研究事業としては「底地データ分析」という題名で小冊子に纏め販売しました。研修についても、会員向けの研修会を適宜開催してきました。

(3) 資料収集・整理及び情報の提供

鑑定評価に関する基礎資料等の充実に努め、閲覧用事例資料及び一般資料の整備・充実に努めました。また、中古マンション取引事例統計表示システムのデータ更新を毎月し、ホームページに掲載しました。

(4) 個人情報保護法への対応

個人情報保護法の遵守のため、取引事例等の個人情報の厳格な管理に務め、個人情報取扱規程の制定等により法令の遵守の体制を整えました。特に個人情報の中でも重要性の高い事例資料等の一元的な管理のため、事例収集・管理・閲覧システムの電子化を進めております。

(5) 受託事業

ア、埼玉県から受託した事業は、次のとおりでした。

- ・地価調査

イ、市区町から受託した事業は、次のとおりでした。

- ・固定資産標準宅地鑑定評価及び時点修正

なお、当士協会の受託事業は本来、自治体の事務であるものを自治体になり代わって行う調整ないしは取り纏め的性格の事業です。ア及びイの事業とも、あらかじめ発注者（県、市町村）と各評価員との間に評価等に関する契約（担当者、担当地点、報酬額等）は成立しており、当士協会はそれらに関与することはありません。

また、固定資産標準宅地本鑑定書のチェックシステムを開発し、納入される本鑑定書の精度を高めるなど改善を進めております。

2【総会】

(1) 第31回通常総会

平成22年5月21日（金）午後3時から4時30分 浦和ワシントンホテル

議案

- ・平成21年度事業報告
- ・平成21年度一般会計収支決算
- ・平成21年度特別会計収支決算

監査報告

各議案とも異議なく可決承認されました。

(2) 臨時総会

平成22年12月21日（火）午後3時00分から5時00分 さいたま共済会館

議案

- ・公益社団法人移行について
 - ・平成22年事業計画の補正
 - ・平成22年度特別会計収支補正予算
 - ・平成23年度事業計画
 - ・平成23年度収支予算
 - ・公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款の改正
 - ・入会金及び会費規則の改正
 - ・公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の会員構成に対する付帯決議について
- 各議案とも異議なく可決承認されました。

(3) 第32回通常総会

平成23年3月23日（水）午後3時30分から4時45分 さいたま共済会館

議案

- ・役員（会長及び監事）改選

各議案とも異議なく可決承認されました。

3【理事会】

第1回 平成22年4月16日（金）午後2時から5時 埼玉教育会館

- ・第31回通常総会及び懇親会資料について
- ・監査資料について
- ・入退会について
- ・山口節生氏からの内容証明郵便に対する対応について
- ・鑑政連平成22年度代議員の選出について
- ・取引事例の第三者提供の禁止と固定資産評価における取扱いについて
- ・新スキーム費用負担に係る東京会からの回答について
- ・会員並びに入会金及び会費規程の一部改正について

- ・会費の値上げと公益認定について（継続）
- ・法人の構成員（会員構成）について
- ・埼玉評価センター事務委託費について
- ・役員手当の改正について
- ・事務職員の給与改定について
- ・「(社)千葉県不動産鑑定士協会との REA-Net 利用による取引事例データ等相互閲覧体制の構築について」の覚書締結について
- ・固定資産鑑定評価委員会議規程の一部改正について
- ・固定希望者全体説明会配付資料及び次第について
- ・地価調査に係る本会への回答について

第2回 平成22年5月14日（金）午後2時から5時 埼玉教育会館

- ・第31回総会及び懇親会について
- ・新公益法人に於ける会員構成及び公益認定に向けての県との協議開始について
- ・地価調査に於ける会計処理変更について
- ・「千葉県士協会との相互閲覧体制構築について」の覚書締結について
- ・事例閲覧システムの変更について
- ・埼玉友好士業協議会定例会出席者について
- ・固定市町村向け事務打合せ及び研修会について
- ・固定新様式評価書（補足資料、チェックシステム等）に係る士協会の対応について
- ・地価調査チェックリスト（H22版）について

第3回 平成22年6月24日（木）午後2時から5時 埼玉教育会館

- ・公益社団法人に向けての会員構成（継続）について
- ・資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則の一部改正について
- ・入退会について
- ・会員以外の新スキーム会員の閲覧料について
- ・山口節生からの内容証明文書の対応について
- ・弁護士会シンポジウム参加について
- ・9月14日一般研修会について
- ・固定資産評価員会議等書式（参加申込書及び評価員内定者等リスト）について
- ・埼玉県地価調査に係る要望書について

第4回 平成22年7月16日（金）午後2時から5時 埼玉教育会館

- ・会員構成について（継続）
- ・会費減免について（継続）
- ・島村英夫元会員逝去に伴う慶弔について
- ・法務鑑定研修会実施について
- ・平成22年度不動産の取引価格調査（新スキーム）の実施の依頼について
- ・固定資産標準宅地リストの市区町村チーフへの提出依頼について

第5回 平成22年9月17日(金) 午後2時から5時 さいたま共済会館

- ・新公益社団法人の会員構成について(継続)
- ・移行認定にかかる今後のスケジュールについて
- ・平成23年度予算編成について
- ・入退会について
- ・平成23年地価公示事例カード等提出の変更及び依頼について

第6回 平成22年10月15日(金) 午後2時から5時 さいたま共済会館

- ・公益社団法人に向けての臨時総会議案について
- ・臨時総会進行について
- ・公益社団法人に向けての規程(第1編基本諸則、第1号議案「会員並びに入会金及び会費規程」、第2号議案「特別会員となる者の基準」、第3号議案「会員登録名簿規程」、第4号議案「会員証規程」、第5号議案「会計規程」、第6号議案「文書処理規程」、第7号議案「公印規程」)の改正について
- ・公益社団法人に向けての規程(第2編役員に関する諸則、第8号議案「役員選任規程」、第9号議案「外部監事勤務規程」)の改正について
- ・士協会ホームページ作成業務委託料について
- ・取引事例提出依頼の変更について
- ・固定資産鑑定評価員会議、全体幹事会議、専門部会議について

第7回 平成22年11月19日(金) 午後2時から5時 埼玉教育会館

- ・役員選任規程の一部修正について
- ・第1号議案「理事会規程」及び第2号議案「役員等旅費規程」、第3号議案「日当の支給細則」、第4号議案「研修規程」、第5号議案「業務関連の講師推薦基準(内規)」、第6号議案「事業充実積立金規程」、第7号議案「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」、第8号議案「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則」、第9号議案「新スキーム会員規程」、第10号議案「固定資産鑑定評価員会議規程」、第11号議案「固定資産鑑定評価員会議規程細則」、第12号議案「個人情報取扱規程」、第13号議案「保有個人データ開示等取扱細則」、第14号議案「個人情報苦情等対応細則」、第15号議案「個人情報漏えい等事故対応細則」、第16号議案「「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項」、第17号議案「情報公開実施規程」、第18号議案「REA-Net埼玉運営規程」、第19号議案「REA-Net埼玉運営規程細則」、第20号議案「各種相談会等に係わる規程」、第21号議案「各種相談会等に係わる規程細則」、第22号議案「会員慶弔規程」、第23号議案「会員慶弔規程に関する内規」、第24号議案「表彰規程」、第25号議案「倫理規定」、第26号議案「懲戒規程」、第27号議案「事務局職員就業規程」、第28号議案「事務局職員給与規程」、第29号議案「事務局職員退職金支給規程」、第30号議案「事務局職員旅費規程」並びに様式の改正について
- ・長期病気療養に伴う会費減免について

- ・公益社団法人移行申請について
- ・平成23年賀詞交歓会出席者について
- ・底地データ分析について
- ・固定第1回専門部会議及び全体幹事会議開催について
- ・入退会について

第8回 平成22年12月17日（金）午後2時から5時 さいたま共済会館

- ・役員選任規定の一部修正について
- ・平成23年選挙管理委員会設置について
- ・臨時総会議案（第6乃至8号議案）に対する説明について
- ・臨時総会シナリオの一部修正について
- ・損害賠償等請求事件（山口節生）について
- ・底地データ分析について
- ・固定鑑定評価書の検査日程等について

第9回 平成23年2月18日（金）午後2時から5時 さいたま共済会館

- ・第32回通常総会（3月23日）について
- ・事務局長人事について
- ・「鑑定のひろば」の埼玉県特集について
- ・春の無料相談会の実施について
- ・県への要望について
- ・平成24基準年度固定標宅の市区町村別受託地点数報告について
- ・固定資産鑑定評価チェックシステムのご案内について

第10回 平成23年3月11日（金）午後3時から4時 さいたま共済会館

- ・第32回総会役割分担等について
- ・公益社団法人移行認定申請状況の総会報告について
- ・石川事務局長退職に伴う退職金について
- ・事務局職員給与規程の一部改正について
- ・入退会について

4【各委員会】

（1）総務財務委員会

1. 平成22年度事業計画についての実施状況

（1）財務内容の健全化、収入の確保、支出の見直し

① 財務内容の健全化に向けての検討

a 士協会の財政状況についての検討

公益認定を踏まえた内部留保金の推移と年会費の値上げについての検討

b 他士協会員の新しいスキームに係る郵送実費の負担についての検討

c 会員以外の新しいスキーム会員の閲覧料についての検討

d 埼玉評価センターに係る事務手数料の改定（年額 3 万円から 6 万円に改定）

（2）会員録のホームページの更新（H23.2）

（3）諸規定の制定及び見直し

①「会員並びに入会金及び会費規程」の一部改正

②「入会金及び会費規則」の一部改正

固定資産税標準宅地評価に係る特別会費

本鑑定時 1 ポイント当たり 1,000 円

時点修正時 1 ポイント当たり 300 円

③「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則」の一部改正

（規程第 8 条第 3 項の手数料の変更）

公示分科会以外の市町村固定資産評価員に委嘱された場合の取引事例カードの提供について

会員 — 1 枚当たり 105 円

会員以外 — 1 枚当たり 315 円

④「役員選任規程」の一部改正

⑤「事務局職員給与規程」の一部改正

（4）個人情報保護に関する情報管理の徹底についての施策の推進

（事例資料の提供・受領についての報告を求めるとともに 2 次提供（横流し）の禁止を訴える）

（5）個人情報保護に関する情報管理の徹底についての施策の推進

取引事例の第三者提供の禁止と固定資産評価における取扱いについての取り決め

（6）公益法人認定に向けての準備

①新公益法人における会員構成の検討及び県との協議開始

②平成 22 年臨時総会開催

1. 公益社団法人移行についての決議

2. 平成 22 年度事業計画の補正

3. 平成 22 年度特別会計収支補正予算

4. 平成 23 年度事業計画

5. 平成 23 年度収支予算

6. 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款の改正

7. 入会金及び会費規則の改正

8. 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の会員構成に対する付帯決議

（7）係争対応

山口節生氏からの提訴（損害賠償及び慰謝料及び逸失利益請求事件）の終結

2. 委員会の開催……9 回

4 月 9 日、5 月 7 日、6 月 11 日、7 月 8 日、9 月 10 日、10 月 7 日、

11 月 12 日、12 月 13 日、2 月 14 日

3. その他

- (1) 関東甲信不動産鑑定士協会連合会総務財務委員会（山田寛之委員）
- (2) 県内他士業ほか新年賀詞交歓会への出席
- (3) 内部監査実施（H22.4.30）
- (4) 県の公益法人検査指導（H23.2.1）
- (5) 平成 23 年度事務局長・外部監事の人事
石川重郎氏に代わって島田元幸氏を事務局長として迎える
田中弘氏に代わって石川重郎氏を監事として迎える
- (6) 鑑政連平成 22 年度代議員を選出

(2) 研究広報委員会

1. 平成 22 年度事業計画についての実施状況

(1) 無料相談会等の開催

- ①春の無料相談会（平成 22 年 4 月 3 日）
さいたま浦和会場（来場者 33 名、相談員 14 名）
川越会場（来場者 13 名、相談員 14 名）
- ②秋の無料相談会（平成 22 年 10 月 2 日）
さいたま大宮会場（来場者 34 名、相談員 14 名）
熊谷会場（来場者 18 名、相談員 13 名）
- ③月例無料相談会
毎月 1 回（1 月と 8 月を除く）、第 3 金曜日、延べ相談件数 24 件
- ④月例有料相談会
毎月 1 回（1 月と 8 月を除く）、第 1 金曜日、延べ相談件数 4 件

(2) 研修会、研究事業の開催

- ①「資料閲覧認定講習会」
平成 22 年 6 月 25 日（木）10:00～12:00
講師 小川 康雄 鈴木 康隆（研究広報委員）、参加者 3 名
平成 23 年 3 月 29 日（火）10:00～12:00
講師 小川 康雄 鈴木 康隆（研究広報委員）、参加者 7 名
- ②「建物解体の工法と費用」（親和会と共催）
平成 22 年 6 月 14 日（月）15:00～17:00
講師 （株）クワバラ・パンぷキン 専務取締役 桑原 次男 氏
参加人数 77 名
- ③「建築費等に関する公開研修会」
平成 22 年 9 月 14 日（水）10:00～12:00
講師 （財）建設物価調査会 経済研究部長 橋本 真一 氏
参加人数 士協会会員 46 名 他都県会員 11 名

④「不動産投資家調査」(親和会と共催)

平成22年9月30日(木) 15:00～17:00

講師 (財)日本不動産研究所 研究部 廣田 裕二 氏

参加人数 42名

⑤「価格等調査ガイドラインを考える」(群馬県と共催)

平成22年10月8日(金) 13:30～16:30

講師 元関東甲信会会長 勝木 雅治 氏

参加者人数 当士協会からは12名の参加

⑥「底地データ分析」の発行

新スキームデータのうち底地の取引事例(2008公示～2010調査)の整理、分析を行い、「底地データ分析」の冊子を発行いたしました。

(平成22年12月8日付)

(3) 士会だよりの発行

第96号～第101号(年6回)

2. 委員会の開催・・・9回

4月7日、5月13日、6月8日、9月8日、10月13日、

11月12日、12月10日、1月20日、2月16日

(3) 業務推進委員会

1. 平成22年度事業計画についての実施状況

(1) 公共機関発注による見積り合わせ、競争入札における鑑定評価受注に対するお願いについて

①入札制度の説明についてのお礼の挨拶(県用地課 3/6)

②岩崎会長と業推理事3名が県庁用地課指導係を訪問し、3月1日から導入された土地評価業務における電子入札制度について意見交換を行った。(県用地課 10/4)

③土地評価業務発注についてのお願い文書(県用地課 23.3/9)

(2) REA-Net システム利用による事例等の電子閲覧サービス

①REA-Jirei 利用による千葉県との相互事例閲覧サービスの取り組み

(第1回会合 3/16)

②REA-Jirei 利用による千葉県との相互打合せ(第2回会合 4/6)、合意文書が作成され、相互に会長、担当理事が出席した。(神奈川県が参加し意見交換が行われた。)

③「千葉県不動産鑑定士協会との REA・Jirei 相互閲覧体制構築」について、5月18日付で覚書が締結された。

④「千葉県不動産鑑定士協会との REA・JIREI 相互閲覧」について、10月4日開始されました。(宅地、市町村概況調書、林地)

(3) 事例閲覧システムの変更

士協会の事例閲覧システムを変更し、経費節減と公示(基準)地事例提供の事務負担

と評価員の資料作成手間の軽減を図った。

- (4) 埼玉評価センターが行う要保護世帯向け長期生活資金貸付けに係わる不動産鑑定評価発注者となる社会福祉協議会との調整

- (5) 埼玉友好士業協議会の事業

- ①定例総会及び懇親会 (H22.7.7)、会長、副会長、専務理事、担当理事が出席
- ②幹事会 (業務推進委員会担当理事)

第1回 22.9/14、第2回 22.10/12、第3回 23.2/23

- ③暮らしと事業のよろず相談会 (H22.11.13/at 浦和コルソ/5名派遣)

- ④親睦チャリティーゴルフ大会 (H22.11.18/at 鴻巣カントリークラブ/5名派遣)

2. 委員会の開催… 8回

4月2日、5月7日、6月11日、7月7日、9月6日、10月4日、
11月8日、2月14日

(4) 公的土地評価委員会

1. 平成21年度事業計画についての実施状況

- (1) 新聞等の資料のホームページへ掲載

士協会ホームページに掲載中

- (2) 公示、基準地鑑定評価書チェックリストの作成

- (3) 平成22年度地価調査業務を受託

- (4) 平成22基準年度における固定資産標準宅地の時点修正業務の受託

- (5) 固定資産標準宅地鑑定評価額の隣接都府県とのバランス調整等情報交換の実施

- (6) 平成24基準年度固定本鑑定業務の受託

- (7) 固定資産鑑定評価員会議規程改正作業の実施

- (8) 新固定資産税標準宅地鑑定評価書様式の検討及び鑑定ソフト対応作業の実施

- (9) 固定資産標準宅地評価に係る価格バランス調整 REA-MAP の活用の検討

- (10) 固定資産標準宅地評価に係る市町村等とのスケジュールの調整の実施

- (11) 固定鑑定評価書チェックシステムの作成

- (12) 平成24基準年度固定資産税評価替えに係る説明会 (評価員希望者) 開催

平成22年5月11日 自治会館

- ①平成24基準年度固定資産鑑定評価替えに係る鑑定評価体制について

- ②年間スケジュールの概要について

- ③固定資産鑑定評価員会議規程等について

- ④鑑定評価書について

- ⑤各種帳票について

- (13) 固定資産評価体制に係る埼玉県市町村課への説明

平成22年5月31日 同市町村課

(14) 固定市町村向け事務打合せ及び研修会開催

平成22年6月2日 埼玉教育会館

①平成24基準年度固定資産本鑑定の見直しについて

②不動産鑑定評価書の見方について

③各市町村との質疑応答

(15) 平成24基準年度固定資産評価員会議の開催

平成22年9月14日 自治会館

①第1回評価員会議

②ブロック（市区町村）別評価員会議

平成22年12月20日 埼玉建設会館

・第1回専門部会議

平成22年12月22日 埼玉建設会館

・第1回全体幹事会

(16) 事務委託契約市町村に係る固定資産評価書についての士協会検査の実施

2. 委員会の開催・・・10回

4月7日、5月7日、5月27日、6月23日、7月8日、8月24日、10月7日、
11月8日、12月14日、2月10日

5【経過報告】

平成22年度経過報告

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

月 日	説 明	備 考
4. 2	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
4. 3	春の無料相談会	浦和・川越
4. 7	研究広報委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
4. 9	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
4. 13	埼玉弁護士会新役員就任披露パーティー	浦和ロイヤルパインズホテル
4. 16	第1回理事会 月例無料相談会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室
4. 30	士協会監事監査	埼玉建設会館 会議室
5. 7	総務財務委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
5. 13	研究広報委員会 埼玉土地家屋調査士会総会出席	埼玉建設会館 会議室 ベルヴィギャザホール
5. 14	第2回理事会 月例無料相談会	埼玉教育会館 会議室 埼玉建設会館 会議室

5. 2 0	埼玉県行政書士会総会出席	浦和コルソ
5. 2 1	第31回通常総会	浦和ワシントンホテル
5. 2 2	埼玉司法書士会総会出席	浦和コルソ
5. 2 7	埼玉県宅地建物取引業協会総会出席	パレスホテル大宮
5. 2 8	月例無料相談会 東京都不動産鑑定士協会総会出席	埼玉建設会館 会議室 ホテルグランドヒル市ヶ谷
6. 4	埼玉県社会保険労務士会総会出席	ラフレさいたま
6. 8	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
6. 1 1	総務財務委員会 業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
6. 1 8	月例無料相談会	埼玉教育会館 会議室
6. 2 3	公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室
6. 2 4	第3回理事会	埼玉建設会館 会議室
7. 7	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
7. 8	総務財務委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
7. 1 6	第4回理事会 月例有料相談会	埼玉教育会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
7. 2 0	関東信越税理士会総会出席	パレスホテル大宮
8. 2 4	公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室
9. 6	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
9. 8	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
9. 1 7	第5回理事会 月例無料相談会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室
9. 3 0	士協会・親和会合同研修会	埼玉会館
10. 2	秋の無料相談会	大宮・熊谷
10. 4	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
10. 7	総務財務委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
10. 8	群馬県士協会との共済研修会	ビエント高崎
10. 1 3	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
10. 1 5	第6回理事会 月例無料相談会	さいたま共済会館 埼玉建設会館 会議室
11. 8	業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
11. 1 2	総務財務委員会 研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室 さいたま共済会館
11. 1 3	埼玉友好士業協議会よろず相談会	浦和コルソ
11. 1 9	第7回理事会 月例無料相談会	さいたま共済会館 埼玉建設会館 会議室
12. 1 0	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
12. 1 3	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
12. 1 4	公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室
12. 1 7	第8回理事会 月例無料相談会	さいたま共済会館 埼玉建設会館 会議室
12. 2 1	臨時総会	さいたま共済会館
1. 6	埼玉新聞社賀詞交換会出席	パレスホテル大宮

1. 1 2	埼玉土地家屋調査士会賀詞交歓会出席 全日本不動産協会埼玉県本部賀詞交歓会出席	浦和ロイヤルパインズホテル 浦和ロイヤルパインズホテル
1. 1 3	埼玉司法書士会賀詞交歓会出席 埼玉県社会保険福祉協議会賀詞交歓会	浦和ロイヤルパインズホテル 浦和ロイヤルパインズホテル
1. 1 4	埼玉県社会保険労務士会賀詞交歓会出席 埼玉県行政書士会賀詞交歓会出席	ホテルブリランテ武蔵野 浦和ロイヤルパインズホテル
1. 1 7	埼玉県宅地建物取引業協会出席	大宮パレスホテル
1. 2 0	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
1. 2 1	関東信越税理士会名刺交換会	大宮パレスホテル
2. 1	県（開発指導課）による監査	埼玉建設会館 会議室
2. 1 0	公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室
2. 1 4	総務財務委員会 業務推進委員会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室
2. 1 6	研究広報委員会	埼玉建設会館 会議室
2. 1 8	第9回理事会 月例無料相談会	さいたま共済会館 埼玉建設会館 会議室
3. 1 1	第10回理事会	さいたま共済会館
3. 1 8	月例無料相談会	埼玉建設会館 会議室
3. 2 3	第32回通常総会	さいたま共済会館
3. 2 9	閲覧認定講習会	士協会 会議室

6 【入退会者】

平成22年度入会者及び退会者

(1) 入会者 8人

梅原不動産鑑定所（梅原 孝夫）	（ 4月16日）
青木プロパティオフィス（青木 徹）	（ 4月16日）
堀好一税理士不動産鑑定士事務所（堀 好一）	（ 6月24日）
（株）大和不動産（小山陽一郎）（代表者変更）	（ 7月22日）
（財）日本不動産研究所 さいたま支所（山田 耕司）	（ 9月17日）
朝日航洋（株）（田中 文）	（11月19日）
西脇不動産鑑定事務所（西脇 正樹）	（ 3月11日）
（株）西園不動産鑑定士事務所（宇田 文明）	（ 3月11日）

(2) 退会者 4人

沖田不動産鑑定士事務所（山野邊 佳利）	（ 7月20日）
（財）日本不動産研究所 さいたま支所（石川 勝利）	（ 7月20日）
（株）大和不動産（小山 福松）（代表者変更）	（ 7月22日）
（有）山川不動産鑑定事務所（山川 晃快）	（ 9月 6日逝去）

参考 平成23年3月31日現在会員数 150人

（法人業者 72、個人業者 59、業者に勤務する鑑定士 18、業者に勤務する鑑定士補 1）

第2号議案

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 一般会計 収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	0	0	0	
②特定資産運用収入				
特定資産利息収入	100	54,211	△54,111	退職給付引当資産等
③入会金収入	800,000	1,460,000	△660,000	
④会費収入				
会費収入	12,000,000	11,860,000	140,000	
特別会費収入	20,400,000	18,995,520	1,404,480	
⑤補助金等収入				
無料相談会補助金収入	100,000	100,000	0	関東甲信会
⑥雑収入				
受取利息収入	10,000	18,491	△8,491	
雑収入	120,000	582,480	△462,480	
事業活動収入計	33,430,100	33,070,702	359,398	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
無料相談会費支出				
会場施設費支出	360,000	106,600	253,400	
旅費交通費支出	990,000	567,830	422,170	
消耗品費支出	70,000	43,420	26,580	
印刷製本費支出	100,000	57,750	42,250	
研修研究事業費支出				
賃借料支出	240,000	92,080	147,920	
謝金支出	730,000	52,820	677,180	
消耗品費支出	300,000	41,325	258,675	
広報事業費支出	1,420,000	10,800	1,409,200	
公益法人改革検討	350,000	0	350,000	

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
②管理費支出				
人件費支出				
職員基本給支出	2,610,000	2,608,800	1,200	
職員特別手当支出	1,000,000	870,230	129,770	
職員諸手当支出	300,000	120,780	179,220	
法定福利費支出	480,000	473,103	6,897	社会保険料
労災保険料支出	100,000	44,659	55,341	
臨時雇賃金支出	700,000	584,630	115,370	
福利厚生費支出	150,000	34,930	115,070	
退職給付支出	1,100,000	750,842	349,158	
一般運営費支出				
旅費交通費支出	100,000	1,440	98,560	
消耗品費支出	700,000	296,671	403,329	
印刷製本費支出	550,000	528,035	21,965	
通信運搬費支出	750,000	371,609	378,391	
賃借料支出	3,200,000	2,524,625	675,375	家賃・会議室借上
委託費支出	3,300,000	1,539,503	1,760,497	FAX・コピー機保守等
総会費支出	1,060,000	564,230	495,770	5月総会
役員会費支出	4,050,000	2,510,390	1,539,610	
負担金支出	1,020,000	833,060	186,940	友好土業等
交際費支出	730,000	392,255	337,745	
報酬支出	2,600,000	883,550	1,716,450	税理士・弁護士
雑費支出	100,000	14,015	85,985	
事業活動支出計	29,160,000	16,919,982	12,240,018	
事業活動収支差額	4,270,100	16,150,720	△11,880,620	
Ⅱ投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
積立預金収入（取崩）	9,000,000	0	9,000,000	
投資活動収入計	9,000,000	0	9,000,000	
2 投資活動支出				
退職給付引当資産取得支出	160,000	153,500	6,500	
固定資産取得支出				
什器備品購入支出	1,100,000	0	1,100,000	
投資活動支出計	1,260,000	153,500	1,106,500	
投資活動収支差額	7,740,000	△153,500	7,893,500	
Ⅲ財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
2 財務活動支出				
貸付金支出	27,000,000	13,000,000	14,000,000	
財務活動支出計	27,000,000	13,000,000	14,000,000	
財務活動収支差額	△27,000,000	△13,000,000	△14,000,000	
IV 予備費支出	921,051	—	921,051	
当期収支差額	△15,910,951	2, 997,220	△18,908,171	
前期繰越収支差額	15,910,951	16,142,350	△231,399	
次期繰越収支差額	0	19,139,570	△19,139,570	

第3号議案

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 特別会計 収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	0	0	0	
②特定資産運用収入				退職給付引当資産
特定資産利息収入	200	1,637	△1,437	
③受託関連事業収入				
固定資産標準評価収入	2,250,000	3,217,835	△967,835	
固定資産時点修正収入	3,900,000	3,619,291	280,709	
地価調査収入	62,160,000	60,365,760	1,794,240	
④独自事業収入				
データバンク事業収入	16,000,000	17,533,320	△1,533,320	
⑤雑収入				
受取利息収入	1,000	656	344	
雑収入	10,000	1,210	8,790	
事業活動収入計	84,321,200	84,739,709	△418,509	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
固定資産標準評価支出	2,000,000	426,570	1,573,430	
固定資産時点修正支出	3,000,000	1,131,235	1,868,765	
地価調査支出	62,160,000	60,301,025	1,858,975	
データバンク事業支出				
資料費支出	2,800,000	1,100,113	1,699,887	
新スキーム負担金	15,000,000	12,765,199	2,234,801	資料作成費
消耗品費支出	400,000	133,647	266,353	
広報事業費支出	100,000	0	100,000	
②管理費支出				
人件費支出				
職員基本給支出	6,620,000	6,618,000	2,000	
職員特別手当支出	2,600,000	2,206,630	393,370	
職員諸手当支出	400,000	291,540	108,460	
法定福利費支出	1,300,000	1,203,815	96,185	
労災保険料支出	300,000	87,007	212,993	
臨時雇用賃金支出	700,000	655,360	44,640	
退職給付支出	210,000	208,333	1,667	

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
一般運営費支出				
旅費交通費支出	10,000	0	10,000	
消耗品費支出	400,000	548,300	△148,300	委託から流用
印刷製本費支出	100,000	0	100,000	
通信運搬費支出	1,100,000	688,229	411,771	
賃借料支出	2,730,000	2,690,540	39,460	
委託費支出	2,100,000	599,030	1,509,970	消耗品へ流用
総会費支出	300,000	33,565	266,435	3月総会
役員会費支出	1,800,000	690,880	1,109,120	
交際費支出	100,000	0	100,000	
報酬支出	700,000	357,950	342,050	税理士・弁護士
租税公課支出	2,000,000	1,187,199	812,801	
雑費支出	100,000	4,700	95,300	
事業活動支出計	109,030,000	93,928,867	15,101,133	
事業活動収支差額	△24,708,800	△9,189,158	△15,519,642	
Ⅱ投資活動収支の部				
1投資活動収入				
	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2投資活動支出				
退職給付引当資産取得支出	400,000	159,500	240,500	
什器備品購入支出	1,600,000	241,500	1,358,500	
保証金支出	0	1,341,522	△1,341,522	蓮田市
投資活動支出計	2,000,000	1,742,522	257,478	
投資活動収支差額	△2,000,000	△1,742,522	△257,478	
Ⅲ財務活動収支の部				
1財務活動収入				
一般会計借入金収入	27,000,000	13,000,000	14,000,000	
財務活動収入計	27,000,000	13,000,000	14,000,000	
2財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	27,000,000	13,000,000	14,000,000	
Ⅳ予備費支出	913,982	—	913,982	
当期収支差額	△622,782	2,068,320	△2,691,102	
前期繰越収支差額	622,782	914,856	△292,074	
次期繰越収支差額	0	2,983,176	△2,983,176	

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 収支計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計	合 計
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	54,211	1,637	55,848
入会金収入	1,460,000	0	1,460,000
会費収入	30,855,520	0	30,855,520
事業費収入	0	84,736,206	84,736,206
補助金等収入	100,000	0	100,000
雑収入	600,971	1,866	602,837
事業活動収入計	33,070,702	84,739,709	117,810,411
2. 事業活動支出			
事業費支出	972,625	75,857,789	76,830,414
管理費支出	15,947,357	18,071,078	34,018,435
事業活動支出計	16,919,982	93,928,867	110,848,849
事業活動収支差額	16,150,720	△9,189,158	6,961,562
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	153,500	159,500	313,000
固定資産取得支出	0	241,500	241,500
保証金支出	0	1,341,522	1,341,522
投資活動支出計	153,500	1,742,522	1,896,022
投資活動収支差額	△153,500	△1,742,522	△1,896,022
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
借入金収入	0	13,000,000	13,000,000
財務活動収入計	0	13,000,000	13,000,000
2. 財務活動支出			
貸付金支出	13,000,000	0	13,000,000
財務活動支出計	13,000,000	0	13,000,000
財務活動収支差額	△13,000,000	13,000,000	0
当期収支差額	2,997,220	2,068,320	5,065,540
前期繰越収支差額	16,142,350	914,856	17,057,206
次期繰越収支差額	19,139,570	2,983,176	22,122,746

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,734,776	7,302,797	10,037,573
未収金	16,522,500	3,896,183	20,418,683
立替金	13,785	32,016	45,801
貸付金	19,000,000	0	19,000,000
仮払金	181,560	0	181,560
流動資産合計	38,452,621	11,230,996	49,683,617
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,630,500	2,031,500	3,662,000
積立預金	46,000,000	0	46,000,000
特定資産合計	47,630,500	2,031,500	49,662,000
(3) その他固定資産			
什器備品	432,700	3,192,085	3,624,785
減価償却累計額	△422,892	△2,424,644	△2,847,536
電話加入権	147,784	0	147,784
敷金	1,440,000	0	1,440,000
保証金		1,341,522	1,341,522
その他固定資産合計	1,597,592	2,108,963	3,706,555
固定資産合計	49,228,092	4,140,463	53,368,555
資産合計	87,680,713	15,371,459	103,052,172
II 負債の部			
1. 流動負債			
借入金	0	19,000,000	19,000,000
未払金	167,238	580,822	748,060
預り金	145,813	7,666,998	7,812,811
流動負債合計	313,051	27,247,820	27,560,871
負債合計	313,051	27,247,820	27,560,871
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	87,367,662	△11,876,361	75,491,301
(うち特定資産への充当額)	47,630,500	2,031,500	49,662,000
正味財産合計	87,367,662	△11,876,361	75,491,301
負債及び正味財産合計	87,680,713	15,371,459	103,052,172

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 正味財産増減計算書

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	54,211	1,637	55,848
受取入会金	1,460,000	0	1,460,000
受取会費	30,855,520	0	30,855,520
事業収益	0	84,736,206	84,736,206
受取補助金等	100,000	0	100,000
雑収益	600,971	1,866	602,837
経常収益計	33,070,702	84,739,709	117,810,411
(2) 経常費用			
事業費支出	972,625	75,857,789	76,830,414
減価償却費	4,327	337,681	342,008
管理費支出	15,947,357	19,115,151	35,062,508
経常費用計	16,924,309	95,310,621	112,234,930
当期経常増減額	16,146,393	△10,570,912	5,575,481
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
減損損失	0	1,866,437	1,866,437
経常外費用計	0	1,866,437	1,866,437
当期経常外増減額	0	△1,866,437	△1,866,437
当期一般正味財産増減額	16,146,393	△12,437,349	3,709,044
一般正味財産期首残高	71,221,269	560,988	71,782,257
一般正味財産期末残高	87,367,662	△11,876,361	75,491,301
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	87,367,662	△11,876,361	75,491,301

注記表

1. 資金の範囲

資金の範囲は次のとおりです。

- (1) 現金預金、未収金、仮払金、立替金
- (2) 未払金、預り金

2. 消費税及び地方消費税の処理

消費税及び地方消費税は税込方式によっています。

3. 減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定率法、無形固定資産は定額法によっています。

4. 期末現在の減価償却累計額

一般会計	4 2 2, 8 9 2 円
特別会計	2, 4 2 4, 6 4 4 円

5. 正味財産増減計算書

特別会計	収支計算書総括表の管理支出	1 8, 0 7 1, 0 7 8
	退職引当預金取崩	1, 0 4 1, 6 6 5
	貯蔵品増減	<u>2, 4 0 8</u>
	管理費	1 9, 1 1 5, 1 5 1

社団法人埼玉県動産鑑定士協会 財産目録

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	特別会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,734,776	7,302,797	10,037,573
現金手許有高	13,544	108,991	122,535
普通預金	2,721,232	7,193,806	9,915,038
未収金	16,522,500	3,896,183	20,418,683
立替金	13,785	32,016	45,801
雇用保険	13,785	32,016	45,801
貸付金	19,000,000	0	19,000,000
仮払金	181,560	0	181,560
流動資産合計	38,452,621	11,230,996	49,683,617
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,630,500	2,031,500	3,662,000
積立預金	46,000,000	0	46,000,000
特定資産合計	47,630,500	2,031,500	49,662,000
(3) その他固定資産			
什器備品	432,700	3,192,085	3,624,785
減価償却累計額	△422,892	△2,424,644	△2,847,536
電話加入権	147,784	0	147,784
敷金	1,440,000	0	1,440,000
保証金	0	1,341,522	1,341,522
その他固定資産合計	1,597,592	2,108,963	3,706,555
固定資産合計	49,228,092	4,140,463	53,368,555
資産合計	87,680,713	15,371,459	103,052,172
II 負債の部			
1. 流動負債			
借入金	0	19,000,000	19,000,000
未払金	167,238	580,822	748,060
預り金	145,813	7,666,998	7,812,811
所得税	82,053	1,511,837	1,593,890
社会保険	29,720	75,651	105,371
その他	34,040	6,079,510	6,113,550
流動負債合計	313,051	27,247,820	27,560,871
負債合計	313,051	27,247,820	27,560,871
正味財産	87,367,662	△11,876,361	75,491,301

監 査 報 告

平成22年度社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の収支計算書・関係帳簿並びに証拠書類等について監査を実施したところ、決算書類は正確に作成され、かつ、事業が適正に執行されていることを認めます。

平成23年 4月28日

監 事 小 林 正 利 

監 事 福 永 正 子 

監 事 田 中 弘 

第 4 号議案

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
平成 23 年度事業計画の補正

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災は、未曾有の大災害を引き起こした。

公益社団法人を目指している当士協会としては、被災者への支援のため義援金 1,000,000 円を財団法人埼玉新聞社会福祉事業団を通して日本赤十字社等に寄託する。

専決処分について

当該義援金の支出は急を要することから、会計規程第 3 条第 4 項により専決処分をし、平成 23 年 4 月 1 日に上記事業団に寄託した。今総会に事後承認を求めるものである。

第 5号議案 法人会計補正予算(一般正味財産)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計			補正後予算額 合計
			当初予算	補正額	補正後予算額	
I 一般正味財産増減の部	0	0				
1 経常増減の部	0	0			0	0
(1) 経常収益	0	0			0	0
特定資産運用益	0	0			0	0
受取利息	300	0	300		300	600
受取入金金	0	0	800,000		800,000	800,000
受取会費	0	0			0	0
正会員受取会費	0	0	12,000,000		12,000,000	12,000,000
特別会員等受取会費	3,990,000	0	1,500,000		1,500,000	5,490,000
事業収益	0	0			0	0
時点修正	3,900,000	0	0		0	3,900,000
地価調査	62,100,000	0	0		0	62,100,000
データバンク	16,000,000	0	0		0	16,000,000
受取補助金等	0	0	0		0	0
相談会	100,000	0	0		0	100,000
雑収益	0	0			0	0
受取利息	11,000	0	10,000		10,000	21,000
雑収益	500,000	0	120,000		120,000	620,000
経常収益計	86,601,300	0	14,430,300	0	14,430,300	101,031,600
(2) 経常費用	0	0			0	0
事業費	0	0			0	0
給与手当	9,700,000	0			0	9,700,000
臨時雇賃金	3,000,000	100,000			0	3,100,000
法定福利費	1,600,000	0			0	1,600,000
広告宣伝費	1,200,000	0			0	1,200,000
総会費	600,000	100,000			0	700,000
旅費交通費	5,600,000	100,000			0	5,700,000
研修会費	730,000	50,000			0	780,000
通信運搬費	1,500,000	50,000			0	1,550,000
減価償却費	1,500,000	0			0	1,500,000
消耗品費	1,270,000	50,000			0	1,320,000
修繕費	200,000	0			0	200,000
印刷製本費	1,200,000	0			0	1,200,000
賃借料	5,300,000	50,000			0	5,350,000
諸謝金	64,820,000	0			0	64,820,000
公租公課	2,000,000	0			0	2,000,000
支払負担金	18,000,000	0			0	18,000,000
委託費	5,000,000	0			0	5,000,000
雑費	100,000	50,000			0	150,000
管理費	0	0			0	0
給与手当	0	0	4,000,000		4,000,000	4,000,000
臨時雇賃金	0	0	200,000		200,000	200,000
法定福利費	0	0	0		0	0
広告宣伝費	0	0	600,000		600,000	600,000
総会費	0	0	150,000		150,000	150,000
旅費交通費	0	0	150,000		150,000	150,000
研修会費	0	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000
通信運搬費	0	0	300,000		300,000	300,000
減価償却費	0	0	50,000		50,000	50,000
消耗品費	0	0	400,000		400,000	400,000
修繕費	0	0	200,000		200,000	200,000
印刷製本費	0	0	350,000		350,000	350,000
賃借料	0	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000
諸謝金	0	0	2,000,000		2,000,000	2,000,000
公租公課	0	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000
支払負担金	0	0	100,000		100,000	100,000
委託費	0	0	50,000		50,000	50,000
寄付金	0	0	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000
雑費	0	0	290,000		290,000	290,000
経常費用計	123,320,000	550,000	11,840,000	1,000,000	12,840,000	136,710,000
評価総益調整前当期増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-1,000,000	1,590,300	-35,678,400
評価総益等計					0	
当期経常増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-1,000,000	1,590,300	-35,678,400
2 経常外増減の部					0	
(1) 経常外収益					0	
経常外収益計	0	0	0		0	0
(2) 経常外費用					0	
経常外費用計	0	0	0		0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-1,000,000	1,590,300	-35,678,400

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款の見直し

変更理由

平成 22 年 12 月 21 日臨時総会において承認された定款について、県からの指摘がありましたので下記条項を修正する。

変更定款（抜粋）

（法人の構成員）

第 6 条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であって、第 8 条の規定により、この法人の会員になった者をもって構成する。

（1）正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者

（2）特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があった者

（3）名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学職経験者で総会において推薦された者

2 正会員（不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員になったものについては、不動産鑑定士のみとする。）をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員とする。

（経費の負担）

第 9 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員にあっては正会員になった時及び毎年、特別会員にあっては毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

（入会金及び会費）

第 10 条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 正会員または特別会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

（退会）

第 11 条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない

ない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(役員の選任)

第 16 条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときには、2 週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合计数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、代表理事(会長)を補佐する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

(報酬等)

第 21 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 22 条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て代表理事（会長）が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、代表理事（会長）の諮問に応ずる。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員（不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員になったものについては、不動産鑑定士のみとする。）をもって構成する。

2 特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員総会とする。

(権限)

第 25 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他重要な事項

(開催)

第 26 条 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は、3 月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(決議)

第 30 条 総会の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 31 条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び第 33 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、代表理事及び出席した監事が署名押印しなければならない。

新旧対象

新

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であって、第 8 条の規定により、この法人の会員になった者をもって構成する。

(1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者

(2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があった者

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学職経験者で総会において推薦された者

2 正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員とする。

(経費の負担)

第 9 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員にあっては正会員になった時及び毎年、特別会員にあっては毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

旧

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であって、第 8 条の規定により、この法人の会員になった者をもって構成する。

(1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者

(2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があった者

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学職経験者で総会において推薦された者

2 正会員のうち、不動産鑑定士および不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員とする。

(経費の負担)

第 9 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、特別会員にあっては毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

(入会金及び会費)

第 10 条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 正会員または特別会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(役員の選任)

第 16 条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときには、2 週

(入会金及び会費)

第 10 条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(役員の選任)

第 16 条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときには、2 週

間以内に登記を行い、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、代表理事(会長)を補佐する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

(報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第22条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て代表理事(会長)が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、代表理事(会長)の諮問に応ずる。

間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、代表理事(会長)を補佐し、代表理事(会長)に事故があるとき又は代表理事(会長)が欠けたときは、代表理事(会長)があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

(報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 前項ただし書きの報酬額は、理事会において定める報酬等の支給額とする。

3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て代表理事(会長)が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、代表理事(会長)の諮問に応ずる。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員総会とする。

(権限)

第 25 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他重要な事項

(開催)

第 26 条 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は、3 月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(決議)

第 30 条 総会の決議は、総構成員の議決権の過

(構成)

第 24 条 総会は、正会員のうち不動産鑑定士及び不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって構成する。

2 正会員のうち鑑定業者の代表者が不動産鑑定士でないもの及び特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員総会とする。

(権限)

第 25 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を決定する。

(開催)

第 26 条 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は、3 月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(決議)

第 30 条 総会の決議は、総構成員の議決権の過

半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第31条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条及び第33条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人

半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条及び第33条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所 (削除する。)
- (2) 構成員の現在数 (削除する。)

2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、代表理事及び出席した監事が署名押印しなければならない。

(3) 総会に出席した構成員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)(削除する。)

(4) 審議事項及び議決事項(削除する。)

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨(削除する。)

(6) 議事録署名人の選任に関する事項(削除する。)

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 7 号議案

入会金及び会費規則見直し

変更理由

平成 22 年 12 月 21 日臨時総会において承認された入会金及び会費規則について、県からの指摘がありましたので下記条項を修正する。

変更定款（抜粋）

（入会金）

第 1 条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 本会に入会后 5 年以上経過した不動産鑑定士(以下、不動産鑑定士補を含む。)が業者会員になろうとする場合は 20 万円とする。
- 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は 40 万円とする。
- 三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は 5 万円、不動産鑑定士補は 2 万 5 千円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（懲戒処分による喪失を除く。）してから 1 年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。
- 4 第 1 項第 1 号の取扱については、退会してから 5 年以内に再度入会する場合に適用するものとする。

（正会員及び特別会員の会費）

第 2 条 正会員の 1 四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| 一 不動産鑑定業者 | 20 千円 |
| 二 不動産鑑定士 | 20 千円 |
| 三 不動産鑑定士補 | 10 千円 |

- 2 特別会員の 1 四半期当たりの会費は、10 千円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。
- 5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。

（1） 正会員の不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員の者（代表者が複数名の場合はその 1 名）

（2） 名誉会員

新旧対象

（入会金）

第 1 条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 本会に入会后 5 年以上経過した不動産鑑定士(以

（入会金）

第 1 条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 本会に入会后 5 年以上経過した不動産鑑定士(以

下、不動産鑑定士補を含む。)が業者会員になろうとする場合は20万円とする。

ニ 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。

三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（懲戒処分による喪失を除く。）してから1年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

4 第1項第1号の取扱については、退会してから5年以内に再度入会する場合に適用するものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第2条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

一 不動産鑑定業者	20千円
ニ 不動産鑑定士	20千円
三 不動産鑑定士補	10千円

2 特別会員の1四半期当たりの会費は、10千円とする。

3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。

(1) 正会員の不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員の者(代表者が複数名の場合はその1名)

(2) 名誉会員

下、不動産鑑定士補を含む。)が業者会員になろうとする場合、及び本会に入会后通算5年以上経過した業者会員で新たに從たる事務所が入会しようとする場合は20万円とする。

ニ 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。

三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（懲戒処分による喪失を除く。）してから1年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

4 第1項第1号の取扱については、退会してから5年以内に再度入会する場合に適用するものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第2条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

一 不動産鑑定業者及び從たる事務所	20千円
ニ 不動産鑑定士	20千円
三 不動産鑑定士補	10千円

2 特別会員の1四半期当たりの会費は、10千円とする。

3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。

(1) 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士(代表者が複数名の場合はその1名)

(2) 名誉会員

第 8 号議案

外部監事報酬規則案

制定理由

公益法人制度改革関連 3 法が平成 18 年 5 月 26 日成立し、平成 20 年 12 月 1 日施行された。現在、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は特例民法法人となり平成 25 年 11 月 30 日までに公益社団法人に移行するか、一般社団法人に移行するか又は解散をするかの選択をし、期限までに移行等を完了させなければならない。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 89 条、第 105 条第 1 項の規定により、理事及び監事の報酬については、定款にその額を定めていないときは、「社員総会の決議」によって定める必要がありますので外部監事報酬規則を下記のとおり定める。

案

外部監事報酬規則

平成 年 月 日 制定

法人法第 89 条、第 105 条第 1 項の規定により、外部監事の報酬について、外部監事報酬規則を次のとおり定める。

（目的）

第 1 条 この規則は、定款第 21 条第 1 項ただし書きの会員外役員の報酬等を定めるものである。

（適用の範囲）

第 2 条 会員以外の監事（以下、「外部監事」という。）に、この規定を適用する。

（勤務条件）

第 3 条 外部監事は、非常勤とする。

2 勤務日は、原則として監査、通常総会及び臨時総会並びに理事会とする。

（外部監事の任期）

第 4 条 外部監事の任期は、原則定款第 15 条に定める 2 年とする。ただし、再任することができる。

（外部監事の報酬等の支給）

第 5 条 報酬額は、年俸 200,000 円とする。ただし、所得税、交通費を含むものとする。

2 外部監事には、役員賞与を支給しない。

3 退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。

（委嘱状）

第 6 条 代表理事は、外部監事を委嘱する場合には勤務条件、報酬額を明記した委嘱状を交付しなければならない。

(公 表)

第7条 当士協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、本会設立登記の日からこれを施行する。(平成23年5月25日総会議決)

第9号議案

(社) 日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化
の協力に関する件

決議案

(社) 日本不動産鑑定協会の公益社団法人への移行認定をするに際し、(社) 埼玉県不動産鑑定士協会は、下記2項目を確認する。

記

- ① (社) 日本不動産鑑定協会の組織改編及び公益社団法人化について了承する。
- ② (社) 日本不動産鑑定協会の団体会員として新連合会定款及び諸規程を遵守する。

参考

(社) 日本不動産鑑定協会の公益社団法人への移行認定申請を受けて、内閣府公益認定等委員会がその是非を判定するために団体会員である各士協会も下記2項目を了承していることを確認するに必要となるものです。

- ① 本会の組織改編及び公益社団法人化について了承する。
- ② 本会の団体会員として新連合会定款及び諸規程を遵守する

第10号議案 役員選出

第11号議案 公益社団法人日本不動産鑑定士連合会（仮称）代議員選出

..... § § § § § § §

平成22年度 社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会役員等名簿

顧問 河田昭夫、吉野禎一、関田英太郎、小山光男、赤熊正保、高橋正光、
岩崎 彰、渋谷正雄、今西芳夫

会長 岩崎仁三郎

副会長 倉林信夫（研究広報担当）、久下武男（総務財務担当）、
太幡 豊（公的土地評価担当）、遠山 誠（業務推進担当）

専務理事 内藤秀一

理事 門脇 誠、山田寛之（総務財務）、小川康雄、鈴木康隆（研究広報）、
鈴木正人、直井 裕（業務推進）、阿久津裕志、山口邦男（公的土地評価）

監事 小林正利、田中 弘、福永正子

〔総務財務委員会〕

委員 風岡淳一、齋藤雅一、佐藤 隆、鈴木良彦、立澤靖弘、鳥羽健二郎、
牧元航也

〔研究広報委員会〕

委員 上杉徳子、植野裕高、宇田陽一、浦野一郎、大熊一成、斉木信夫、
島津通之、中山晶夫、平野光芳、山口和範

〔業務推進委員会〕

委員 荒井信宏、岡本祐一、黒住明央、中川貞美、西原 崇、堀口学郎、
三好徳昌

〔公的土地評価委員会〕

委員 相川晶彦、岡田充司、佐久間文彦、貫井正之、根岸一雄、馬場康晴、
福島經基、森田裕之